

監査報告書

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
理事長 高橋隆晋殿

令和4（2022）年5月9日

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

監事 信太 貢 印

監事 木村 一美 印

監事 齋木 賢二 印

監事 櫻井 清 印

私ども公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下「当法人」という。）の監事4名は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第23会計年度における当法人の会計監査及び業務監査を行った結果を次のとおり報告する。

なお、監査を行うにあたっては、当法人の健全で持続的な成長を確保し担保することが監事の基本的な責務であることを自覚し、当法人の良質な統治体制の確立と運用による社会的責任の遂行及び社会的信頼の向上を基本的な視点とした。

特に、業務監査においては、理事の職務の遂行が法令・定款を遵守して行われているかどうかのみならず、理事の執行判断にかかわる事項については、善管注意義務違反がないかどうかも監査の対象とした。

第1 監査の方法の概要

- 1 会計監査については、当法人の本部及び各支部の決算関係書類たる帳簿並びに書類の閲覧等、必要と思われる監査手段を用いて当該書類の正確性を検討した。
- 2 業務監査については、理事会及び常任理事会への出席並びに理事からの報告の聴取等により、執行の決定過程及びその内容並びに理事の業務執行の法令、定款への抵触及び善管注意義務違反の有無を検討した。

第2 監査意見

1 会計監査について

(1) 公益法人会計基準に規定する財務諸表は、会計帳簿の記載の金額と一致し、当法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。

(2) 財務三基準について

① 収支相償

令和3年度の公益目的事業経常収益は600,979,823円、経常費用は658,831,168円であり、公益目的事業に係る収入が適正な費用を超えていないので、基準を満たしている。

② 公益目的事業比率

令和3年度の公益実施費用額(事業費)は658,831,168円、管理運営費用額(管理費)は248,797,657円、その比率は72.6%であり、50%を超えているので、基準を満たしている。

$$\text{※公益目的事業比率} = \frac{\text{公益実施費用額}}{(\text{公益実施費用額} + \text{収益等実施費用額} + \text{管理運営費用額})}$$

③ 遊休財産保有制限

令和3年度の遊休財産額は1,007,448,511円、遊休財産の保有上限額は658,831,168円で、その比率は152.9%であった。昨年度の比率131.6%より増加しており、危機的状況である。コロナ禍による事業執行の停滞が原因と思われるが、来年度以降に事態が好転する確証もなく、何らかの抜本的対策を講じる必要があると考えられる。

$$\text{※遊休財産額} = \text{資産} - (\text{負債} + \text{一般社団法人法131条の基金}) - (\text{控除対象財産} - \text{対応負債の額})$$

$$\text{※遊休財産の保有上限額} = 1\text{年分の公益目的事業費相当額}$$

2 業務監査について

(1) コロナ禍における事業執行について

令和元年末に始まったコロナ禍により、各支部及び本部における事業執行は停滞しているが、徐々にではあるが活発化の兆しも見えてきている。webによる会議及び研修会が多数開催され、参加者もwebに慣れてきた。しかし、成年後見普及啓発事業を始めとする公3事業は、一部を除き、相変わらず停滞している。

(2) 業務報告書の提出遅滞者に対する措置として令和3年4月から運用が開始された「特定会員」制度により、業務報告遅滞事案が減少したことは、特筆に値する。

(3) 現在、家庭裁判所が、司法書士会に対して後見人等候補者の推薦依頼をしている地区があるが、これは当法人の支部が十分に機能していないことが原因と思われる。このよ

うなことが他の地区でも行われるようになると、当法人に入会しているメリットがないとして、当法人を退会する会員が多く出てくることも予想される。当法人は司法書士会にはない「会員に対する監督機能を有している」ので、定期報告を義務付けることができることや当法人の充実した研修内容等を前提として、当該支部を指導し、家庭裁判所及び司法書士会と折衝し、後見人等候補者には当法人の会員が推薦されるよう働きかける必要がある。

(4) その他、理事の職務遂行に関する不正な行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はないと認める。

3 その他の事項に関する監査意見

(1) 会員及び受託事件数の増加策について

当法人は「高齢者、障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与する」ことを目的とすることを定款において定め、かつ、そのために成年後見人等やその監督人を「養成」することを当法人の事業の冒頭に掲げている。「養成」とは一定の人を世に送り出すことを意味する。そのためには、その対象としての人＝会員がいなければならない。また、組織の維持は人的基盤がその「要」でもある。

当法人の事業執行において、「会員増加策」を明確に打ち出すべきではなかろうか。今まで、自然増、もしくは「自然漸増」で良かれという意識のみが執行者に存在し、「会員の増加」を明確な事業として打ち出してこなかったのではなかろうか。

当法人の場合、「養成」の捉え方として、来た者を世に送り出すという認識ではなく、多くの者に参加を呼びかけ、良質な専門家をより多く現場に送り出す認識が必要であると考え。成年後見制度利用促進の呼びかけと連動して、今後、当法人における「会員増加策」とそれに伴う「会員取扱件数の増加策」をともに検討すべきである。

(2) 研究部門設置について

当法人は、成年後見制度が高齢者及び障害者にとって安心して利用することのできる有用な制度として発展していくため制度の改善研究・提言活動を行っている。今期も「第二期成年後見制度利用促進基本計画（案）に関する当法人の意見」など3つの意見表明がなされ、また、意思決定支援シンポジウム『後見事務における意思決定支援』が開催された。

成年後見制度調査研究事業におけるこれまでの事業、活動を評価する一方、学術的、理論的な調査、研究を恒常的に行う研究拠点の設置を検討されるなど、成年後見制度の改善研究・提言活動の更なる充実に期待する。

(3) 執務管理センター構想について

現在、支部事業（第1期事業）として一定数の支部に関する執務精査が行われている

が、これまでの検証と検討結果を踏まえ、令和5年度（本部事業）までには全支部が参加できる体制の整備を行うべきである。また、予想される事件数の増加については、職員の増加による対応のみならず、ITやAI等のデジタル技術を活用して人件費の増加を抑える等、慎重な対応が望まれる。

（4）支部監査について

支部監査の適正性については、支部から提出された監査チェックリスト及びその他の資料の内容により行っているが、一部の支部において監査チェックリストの提出が遅れ、適正性の確認に不都合が生じている。当法人事業の適正な運営を担保するためには、支部監査の報告は必須であることの再確認と資料の提出期限の遵守を徹底されたい。

以上